

**学校給食における  
食物アレルギー対応マニュアル**

**令和6年7月改定  
伊豆の国市**

## 目次

伊豆の国市学校給食における食物アレルギー対応手順	……	P 1
学校給食における食物アレルギー対応に関する資料一覧表	……	P 2
学校給食における食物アレルギー対応について	……	P 3
学校生活管理指導表の配付申込書（新規・小中学生用）	様式 1-1	…… P 6
学校生活管理指導表の配付申込書（新規・幼稚園生用）	様式 1-2	…… P 7
学校生活管理指導表の配付申込書（継続・小中学生用）	様式 2-1	…… P 8
学校生活管理指導表の配付申込書（継続・幼稚園生用）	様式 2-2	…… P 9
アレルギー面談調書（学校給食における食物アレルギー用）	様式 3	…… P 10
学校生活管理指導表（アレルギー疾患用/小中学生用）	様式 4-1	…… P 14
学校生活管理指導表（アレルギー疾患用/幼稚園生用）	様式 4-2	…… P 15
学校生活管理指導表の提出にあたっての注意事項	別紙 1	…… P 17
食物経口負荷試験について	別紙 2	…… P 18
取組みプラン	様式 5	…… P 19
食物アレルギー対応給食内容表（給食での除去食対応がある場合）	様式 6-1	…… P 20
食物アレルギー対応給食内容表（給食での除去食対応食品と対応しない食品がある場合）	様式 6-2	…… P 22
食物アレルギー対応給食内容表（給食での対応がない場合（情報提供のみ））	様式 6-3	…… P 24
除去解除申請書	様式 7	…… P 26
伊豆の国市学校給食停止（再開）届	様式 8	…… P 27
伊豆の国市学校給食施設食物アレルギー起案書	様式 9	…… P 28
食物アレルギーについて	資料 1	…… P 29
食物アレルギー緊急時対応のフローチャート	資料 2	…… P 30
エピペン使用時の症状チェックシート	資料 3	…… P 31
アナフィラキシーショックの対応について	資料 4	…… P 32
学校給食における食物アレルギー対応委員会について	資料 5	…… P 33
学校給食における食物アレルギー対応の流れ（教室）	資料 6	…… P 34
学校生活管理指導表の配布について	資料 7	…… P 35
参考文献	……	P 36

# 伊豆の国市学校給食における食物アレルギー対応手順

## 教育委員会の役割

- ・食物アレルギー対応に学校給食の実施者として主体的に取組み、基本的な対応を示す。
- ・対応の過程や学校給食における食物アレルギー対応委員会の決定を把握し、指導する。

## 対応の流れ

1	対応申請の 確認	保護者に「面談調書（学校給食における食物アレルギー用）」と、「食物アレルギー・アナフィラキシー用学校生活管理指導票」の提出を依頼する。		
		申請時期	①新1年生	1～2月の入学説明会で学校に提出する。
			②進級時	3学期に新年度へ向けた対応の継続の確認をする。
			③新規発症・診断、転入	新規に発症した場合もしくは転入時に対応する。
2	個別面談	書類が提出された対象者、保護者との個別面談を実施する。 個別面談者 保護者、校長もしくは教頭、養護教諭、給食主任、栄養教諭・栄養職員等		
3	取組み プラン案 の作成	面談の結果を受けて、「取組みプラン案」（様式5）やその他の資料を作成する。 ・面談の結果、完全弁当持参となった場合は、「伊豆の国市学校給食停止（再開）届」を学校に提出してもらう。		
4	食物アレルギー対応委員会の 設置と開催	「学校給食における食物アレルギー対応委員会（以下「対応委員会」という）」を開催し、（主治医や専門医と連携しながら）対応方法の検討・「取組みプラン」を決定する。	対応委員会 構成者 校長もしくは教頭、養護教諭、給食主任、栄養教諭・栄養職員等 （可能であれば、教育委員会担当者、学校医等）	
5	対応内容 の把握	必要に応じ、教育委員会は対応委員会の報告を受け、内容を確認把握し、環境の整備や指導を行う。		
6	最終調整と 情報共有	校長は、対応委員会で決定した内容を「取組みプラン」に記載し、全教員へ周知徹底する。保護者へ「食物アレルギー対応給食内容表（以下「給食内容表」という）」を通知し、必要に応じて、具体的な内容の調整を行う。食物アレルギー対応の児童生徒が在籍する学級担任は、クラスの児童生徒へ周知・指導する。		
7	対応の開始	学校給食における食物アレルギー対応を開始する		
		対応内容	3品目【卵、牛乳・乳製品（バター・脱脂粉乳を除く）、えび】の除去を行う	
		「給食内容表」の配付	保護者に、給食実施月の前に「給食内容表」を配付する。 対応がない月も「給食内容表」を配付する。	
		調理	事前打ち合わせで、栄養教諭・栄養職員等と調理員が作業工程を確認する。	
配缶・配送	アレルギー対応給食に食札（学年、学級及び氏名を明記）、「給食内容表」を添える。学級担任が配缶・喫食状況を確認する。			
8	評価 見直し 個別指導	定期的に対応の評価と見直しを行う。毎月、教室に掲示する「給食内容表」を給食主任に提出し、学校で保管する。 必要に応じて栄養教諭・栄養職員等は食物アレルギーに関する個別指導を行う		

# 学校給食における食物アレルギー対応に関する資料一覧表

## <資料配付条件>

- ① 「学校生活管理指導表」を新規に必要とする場合
- ② 「学校生活管理指導表」を継続して必要とする場合
- ③ 牛乳を停止する場合（毎年提出）
- ④ 食物アレルギー対応を解除する場合
- ⑤ 完全弁当対応となる場合（毎年提出）
- ⑥ 完全弁当対応から給食開始する場合

様式等No.	様式等名称	①	②	③	④	⑤	⑥	
様式	1-1	学校生活管理指導表の配付申込書（新規・小中学生用）	●					
	1-2	学校生活管理指導表の配付申込書（新規・幼稚園生用）	●					
	2-1	学校生活管理指導表の配付申込書（継続・小中学生用）		●				
	2-2	学校生活管理指導表の配付申込書（継続・幼稚園生用）		●				
	3	アレルギー面談調書（学校給食における食物アレルギー用）※1	●	●				
	4-1	食物アレルギー・アナフィラキシー用学校生活管理指導表（小中学生用）	●	●				
	4-2	食物アレルギー・アナフィラキシー用学校生活管理指導表（幼稚園生用）	●	●				
	5	取組みプラン	※2					
	6	食物アレルギー対応給食内容表（6-1、6-2、6-3）	※3					
	7	除去解除申請書				●		
様式第2号	伊豆の国市学校給食停止（再開）届			●		●	●	
別紙	1	学校生活管理指導表の提出にあたっての注意事項	●	●				
	2	食物経口負荷試験について	●	●				
資料	1	食物アレルギーについて	※4					
	2	食物アレルギー緊急時対応のフローチャート	※5					
	3	アナフィラキシーショックの対応について						

※1 学校給食における食物アレルギー対応を継続する場合は、記入済の「面談調書（学校における食物アレルギー用）」の写しを渡します。訂正がある場合は、保護者が「アレルギー面談調書（学校における食物アレルギー用）」を赤字で修正し、学校に提出します。

※2 面談後に、各校の養護教諭または園の給食担当者が作成する書類

※3 該当月に食物アレルギー対応する児童生徒（保護者）に給食施設から配付する書類

※4 及び※5 必要に応じて活用する資料

# 学校給食における食物アレルギー対応について

令和3年3月改定  
※幼稚園も学校に準ずる

## 1 学校給食における食物アレルギー対応給食の種類

伊豆の国市の食物アレルギー対応給食には、「単品の除去」「除去食」「持参食」がある。

### (1) 単品の除去

牛乳のみ単品の除去食対応

### (2) 除去食

学校給食における食物アレルギー対応品目は、卵、牛乳・乳製品（バター・脱脂粉乳を除く）、えびの3品目である。

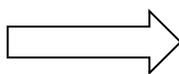
○原因となる食品を取除いて調理する。ただし、原因食物の異なる児童生徒が複数いる場合は、それぞれの児童生徒の原因食物に対応した除去食をそれぞれ作るのではなく、該当する原因食物をすべて除去した1種類の除去食となる。

例1) 卵アレルギーがある児童生徒に給食を提供する場合の「かき玉汁」は、卵を除去して提供する。

例2) 1つの料理の中に、給食施設で対応している複数の除去品目がある場合は、そのすべてを除去した食品で調理し、該当する児童生徒に提供する。

・八宝菜の場合

児童生徒	除去品目
A	うずらの卵
B	えび
C	えび、うずらの卵



A・B・Cの児童生徒に提供する八宝菜のアレルギー対応給食は、えび、うずらの卵を除去したものを提供する

### (3) 持参食

学校給食における食物アレルギー対応3品目以外の食品が給食で提供される場合で、調理するうえで除去が困難なときは、必要に応じて家庭から持参する。

### (4) 学校給食で使用しない食品

落花生、かに、そば、くるみ、いくら → 一切提供しない

## 2 学校給食における食物アレルギー対応給食の提供方法

### (1) 牛乳

様式第2号伊豆の国市学校給食停止（再開）届を提出する。提出後、牛乳代を返金する。

※返金は、牛乳停止の場合のみ（日割り返金はしない）

### (2) 主食・主菜・副菜・汁物・デザート・果物

除去食対象（調理するうえで、除去が困難な場合は、必要に応じて家庭から持参する）。

### 3 保護者への対応

#### (1) 面談時

新規の場合は、「アレルギー面談調書（学校給食における食物アレルギー用）」（様式 3）に基づいて、面談を実施する。

継続の場合は、保護者に記入済の「アレルギー面談調書（学校給食における食物アレルギー用）」を渡し、変更がある部分を赤字で訂正してもらい、「食物アレルギー・アナフィラキシー用学校生活管理指導表」（様式 4-1、様式 4-2）とともに学校に提出してもらう。

食物アレルギー対応する児童生徒の保護者との面談は、①学校が変わった場合、②対応食品に変更があった場合、③食物アレルギー対応する児童生徒の保護者から申し出があった場合、④その他必要に応じて行う。（児童・生徒の状況により、学校でできる範囲について、保護者と十分な相談を行い、相互理解を図るなど連携をして行う。）

学校給食における食物アレルギー対応を行わない場合でも、児童生徒の健康状態により「学校生活管理指導表」を提出してもらうこともある。

#### <把握内容>

- ・家庭での食物アレルギー対応の実施状況（**家庭の食事でもアレルギー対応をしていることが前提**）

- ・現在までの症状等の経過
- ・発症した場合の症状の程度や治療法の注意事項等

#### <伝達事項>

- ・施設や設備の関係で対応できる献立の種類や食数が限られ、対応できない場合があること
- ・予測できない事態やアナフィラキシーショック症状等を発症した場合には、もちろん保護者には連絡するが、緊急に病院に搬送する場合があること
- ・断水、停電等不測の事態により除去食を提供できない場合があること
- ・「学校生活管理指導表」の診断根拠が、IgE 抗体等検査が陽性の場合のみは、食物経口負荷試験（別紙 2）を実施するよう勧める

#### (2) 連絡体制の整備

緊急時に保護者と確実に連絡が取れるように、緊急連絡体制を整備する。

### 4 給食費について

除去食、持参食の場合でも、**牛乳の停止以外の返金を行わない**。

牛乳代は、毎年度 4 月 1 日現在の価格で算出する。

### 5 配膳方法について

除去食の提供は、他の児童生徒の給食との混同を避けるため、学年、学級及び氏名を明記した食札を付

ける。また、学級担任は、「食物アレルギー対応給食内容表」（様式 6-1、様式 6-2）を確認し、該当の児童生徒が食物アレルギー対応給食を食べたかどうか確認し、給食施設に返却する。

## 6 完全弁当対応となる対象項目

以下に記載する場合は、安全な給食提供が困難であるため、弁当対応とする。その際、様式第 2 号伊豆の国市学校給食停止（再開）届を保護者に記入してもらう。

### <極微量で反応が誘発される可能性がある等の場合>

① 調味料（醤油・みそ・酢等）、油（ごま油、大豆油等）、だし・エキス（かつおだし、いりこだし、さばだし、えび、ホタテ、かき、魚介、肉類等）、添加物、小麦、ごま、大豆（豆乳・大豆製品等）、卵殻カルシウム、乳糖・乳清焼成カルシウムの除去が必要である。

② 加工食品の原材料の欄外表記（**注意喚起表**）の表示がある部分についても、主治医から除去指示がある。

#### （注意喚起例）

○同一工場、製造ライン使用によるもの

・本製造工場では、○○（特定原材料等の名称）を含む製品も製造しています。

○原材料の採取方法によるもの

・本製品で使用している『しらす』は、えび、かきが混ざる漁法で採取しています。

○えび、かきを捕食していることによるもの

・本製品（かまぼこ）で使用しているイトヨリダイは、えび、かきを食べています。

③ 多品目の食物除去が必要である。

④ 食器や調理器具の共用ができない。

⑤ 油の共用ができない。

⑥ その他、上記に類似した学校給食で対応が困難と考えられる場合。

※①～⑥に該当する場合、主治医に対応が必要であることを確認する。

## 7 その他

(1) 個人情報の取扱いには、十分注意し、適切な対応をとる。

(2) 各校で学校給食における食物アレルギー対応委員会を設け、組織として対応する（資料 4）。

(3) 食物アレルギー食品がある日の対応食品の把握については、給食施設が作成する「食物アレルギー対応給食内容表」（様式 6-1、様式 6-2、様式 6-3）をもとに行う。「食物アレルギー対応給食内容表」は、学校、栄養教諭・栄養職員・調理員・給食施設職員で確認する。「伊豆の国市学校給食施設食物アレルギー起案書」（様式 13）

「食物アレルギー対応給食内容表」に『給食での対応はありません』と記載されていた場合は、代替のものを持参するかどうかは保護者が決定する。保護者は、「食物アレルギー対応給食内容表」の持参食『ある・なし』に○印をつけて学校に返却し、保護者が確認した「食物アレルギー対応給食内容表」をクラスに掲示する。

(4) 対応が必要ない月も「食物アレルギー対応給食内容表」と連絡封筒は、保護者に配付する。

年度新入学児童生徒保護者 様

伊豆の国市立 学校  
校長

## 学校におけるアレルギー疾患に関する対応について

静岡県では、アレルギー疾患を有する児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」（注1）を活用した対応を行うことになりました。

つきましては、気管支ぜんそく、食物アレルギー・アナフィラキシーのアレルギー疾患を有し、主治医等の指示により配慮や管理が必要であり、学校での対応を希望される場合は、下記により、入学予定校に「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用/小中学生用）」の配付を申し出てください。

また、身体の状況等で、医師の指示はないが、給食で配慮が必要な場合は、備考欄にその旨を記入してください。

「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」を提出していただいた後に、保護者と学校で、具体的な内容について、個別の相談を予定しています。

（注1）「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」とは、「病型・治療」や「学校生活上の留意点」などを主治医等に記載してもらい、実際の取組みにつなげていくためのものです。

## 学校生活管理指導表の配付申込書（新規・小中学生用）

下記のとおり、アレルギー疾患を有し、医師等の指示により配慮や管理が必要なことから、「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用/小中学生用）」の配付を希望します。

対象児童生徒氏名	ふりがな		
	（ 男 女 ）		
学校名	伊豆の国市立	学校	
保護者氏名		自宅電話番号	
対象疾患及び 配慮・管理事項	医師の指示により学校における配慮や管理が必要なものに○印をつけてください。 (複数可)		
	1 気管支ぜんそく    2 食物アレルギー    3 アナフィラキシー 必要となる具体的な配慮事項や管理事項に○印をつけてください。 【気管支ぜんそく】 1 急性発作治療薬（ベータ刺激薬等）の吸入や内服が必要となる場合がある 2 救急搬送が必要となる場合がある 3 運動制限や宿泊行事等において、制限が必要な場合がある 【食物アレルギー・アナフィラキシー】 1 内服薬やエピペンの処方が必要となる場合がある 2 除去食や弁当対応が必要となる場合がある 3 救急搬送が必要となる場合がある 4 運動制限や宿泊行事等において、制限が必要な場合がある		
備 考 ※医師の指示ではないが、給食において 配慮が必要な事項	(例:下痢をするために、牛乳を飲むことができない 等)		

学校記入欄（学校で記入します）

管理指導表 配付 ( / )

受領 ( / )







## アレルギー面談調書（学校給食における食物アレルギー用）

面談の際、この面談調書をもとに、学校での対応を話し合っていきます。お手数をおかけしますが、本調書を記入し、「学校生活管理指導表」と一緒にご提出ください。

※昨年度の「学校生活管理指導表」の内容と記述が変更となる場合は、赤字で訂正をし、訂正箇所付近に記入した年月日を記入のうえ、ご提出ください。例：バナナアレルギー追加（〇年〇月訂正）

伊豆の国市立 \_\_\_\_\_ 園（ \_\_\_\_\_ 年度入園）

伊豆の国市立 \_\_\_\_\_ 小学校（ \_\_\_\_\_ 年度入学）

氏名 \_\_\_\_\_

伊豆の国市立 \_\_\_\_\_ 中学校（ \_\_\_\_\_ 年度入学）

	質 問	保護者記入欄
	症状が現れる原因となる食物はなんですか	
	最初に症状が出たのは、いつですか	_____ 歳
	最後に症状が出たのは、いつですか	_____ 歳
	今までに原因となる食物を食べて出た症状を詳しく教えてください（出たことのある症状に○印をつけてください）。それ以外の症状があれば記入してください。	<input type="checkbox"/> 皮 膚：じんましん、赤み、かゆみ <input type="checkbox"/> 眼：眼の充血、まぶたのむくみ、涙、かゆみ <input type="checkbox"/> 呼吸器：のどや胸が締め付けられる、声がかすれる、息がしにくい 犬が吠えるような咳が持続する 強い咳き込み、ぜいぜいする呼吸 <input type="checkbox"/> 消化器：強い腹痛、繰返す嘔吐 <input type="checkbox"/> 全身：唇や爪が青白い 脈が触れにくい、不規則 意識がもうろうとする ぐったりする、尿や便を漏らす <input type="checkbox"/> その他： （ _____ ）
	症状が出たとき、本人はどのように表現しますか	例：「何か変な感じがする」と言う
	『症状が出たこと』が自分でわかりますか	<input type="checkbox"/> わかる <input type="checkbox"/> わからない
	『除去が必要な食物は何か』を自分でわかっていますか	<input type="checkbox"/> わかる <input type="checkbox"/> わからない
	『除去が必要な食物』について、自分から周りに伝えられますか	<input type="checkbox"/> 伝えられる <input type="checkbox"/> 伝えられない

	『除去が必要な食物』を自分で除去できますか	<input type="checkbox"/> できる <input type="checkbox"/> できない <input type="checkbox"/> 配慮が必要 (                      )
	給食当番をやってもいいですか	<input type="checkbox"/> よい <input type="checkbox"/> できない <input type="checkbox"/> 配慮が必要 (                      )
	症状が出たときの家庭での対応方法を教えてください	
	処方されている内服薬がありますか ※緊急時内服薬を処方されている人は、薬を自分で飲むことができますか	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> できる <input type="checkbox"/> できない ※ありの場合は内服薬等を教えてください (    )
	エピペンを処方されていますか ※エピペンを処方されている人は、自分で打つことができますか	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない ↓ <input type="checkbox"/> できる <input type="checkbox"/> できない
	食物・食材を扱う授業や活動で注意することはありますか	<input type="checkbox"/> ある (                              ) <input type="checkbox"/> ない
	運動（体育・部活動等）で注意することはありますか	<input type="checkbox"/> ある (                              ) <input type="checkbox"/> ない
	宿泊を伴う活動で注意することはありますか	<input type="checkbox"/> ある (                              ) <input type="checkbox"/> ない
	保護者と連絡が取れなかった場合の対応方法を教えてください	
※家庭での食事で気をつけていること等、自由記載		

※学校で症状が出た場合は、すぐ保護者に連絡させていただきます。

※以下の場合、必ず学校に連絡してください。

- ・ 連絡先が変更になった場合    ・ 家庭で食べた食物で症状が出た場合（詳しい様子を教えてください）
- ・ 原因食物の増減・薬の変更など管理票が変更になった場合

■学校給食について ※確認したら□に✓をつけてください。

「 <u>学校給食における食物アレルギー対応マニュアル</u> 」のもと、対応を行っていきます。 (伊豆の国市ホームページ参照)
安全性を最優先します。
家庭で除去していない食物は、除去対応できません。
安全性確保のため、完全除去対応（提供するかしないか）を原則としています。
学校給食での除去対応は、卵、牛乳・乳製品（バター・脱脂粉乳を除く）、えびの3品です。
学校給食では、落花生、そば、くるみ、かに、いくらは一切提供しません。
<p>学校給食での対応内容は、以下の3つです。</p> <p><b>1 一部弁当対応</b> 調理するうえで除去が困難な場合、必要に応じて家庭から持参。 (卵、牛乳・乳製品、えびを使った料理、デザート等)</p> <p><b>2 完全弁当対応</b> 家庭から主食を含む弁当を持参。 以下の項目に一つでも該当する場合、完全弁当対応となる。</p> <p><input type="checkbox"/>調味料（醤油・みそ・酢等）、油（ごま油、大豆油等）、だし・エキス（かつおだし、いりこだし、さばだし、えび、ホタテ、かき、魚介、肉類等）、添加物、小麦、ごま、大豆（豆乳・大豆製品等）、卵殻カルシウム、乳糖・乳清焼成カルシウムの除去が必要である。</p> <p><input type="checkbox"/>加工食品の原材料の欄外表記（<u>注意喚起表</u>）の表示がある部分についても、除去指示がある。 (注意喚起例)</p> <p><input type="checkbox"/>同一工場、製造ライン使用によるもの ・本製造工場では、○○（特定原材料等の名称）を含む製品も製造しています。</p> <p><input type="checkbox"/>原材料の採取方法によるもの ・本製品で使用している『しらす』は、えび、かにが混ざる漁法で採取しています。</p> <p><input type="checkbox"/>えび、かにを捕食していることによるもの ・本製品（かまぼこ）で使用しているイトヨリダイは、えび、かにを食べています。</p> <p><input type="checkbox"/>多品目の食物除去が必要。</p> <p><input type="checkbox"/>食器や調理器具の共用ができない。</p> <p><input type="checkbox"/>油の共用ができない。</p> <p><input type="checkbox"/>その他、上記に類似した学校給食で対応が困難と考えられる場合。</p> <p><b>3 除去食対応</b> 原因食物の異なる児童生徒が複数いる場合は、各々の児童の原因食物に対応した除去食を提供することは困難ですので、該当する原因食物をすべて除去した1種類の除去食となります。</p>
食材や調理過程におけるコンタミネーション（微量混入）を完全に排除することはできません。
学校の給食施設・人員・対応人数によっては、除去対応が難しい場合もあります。
給食施設には、除去食専用の調理室や調理器具はありません。
食器は専用のものでなく、他の児童生徒のものと区別せず、一緒に洗浄して保管しています。
栄養面・献立面で不足が生じる可能性があります。
IgE抗体等検査が陽性の場合、食物経口負荷試験を行うことを検討してください。
連絡袋に「食物アレルギー対応給食内容表」を2部入れますので、次の月の給食が始まる前までに、内容を確認し、保護者確認欄に押印し、1部を封筒に入れて、担任に渡してください。 提出された書類は教室内に掲示します。本人と保護者で「アレルギー対応給食内容表」を確認し、本人に意識させてください。なお、アレルギー対応がない月も、連絡袋を配付します。
牛乳停止のみ返金があります。

氏名 \_\_\_\_\_



食物アレルギー・アナフィラキシー用 学校生活管理指導表

提出日 年 月 日

児童・生徒氏名( ) 【男・女】 年 月 日生 ( 歳) 年 組

★学校における日常の取り組み及び緊急時の対応に活用するため、本表に記載された内容を全教職員及び消防機関・医療機関等と共有することに、同意します。  
保護者署名 ( )

緊急時連絡先 \*連絡医療機関は、主治医と相談のうえで記載してください。(「救急車要請」と記載することも可。)

★ 第1連絡者 氏名 電話 続柄( ) 第2連絡者 氏名 電話 続柄( )

★ 医療機関名 名称 電話

※ 以下は主治医(医療機関)におかれまして、現在の状況及び今後1年間を通じて予測される状況等の記載をお願いします。

主治医氏名 ( ) (印) 医療機関の名称( )	記載日 年 月 日
病型・治療 ※ガイドライン P29~38 参照	学校生活上の留意点 ※ガイドライン P39~47 参照
A. 食物アレルギー病型 (食物アレルギーがある場合にのみ記載) 1. 即時型 2. 口腔アレルギー症候群 3. 食物依存性運動誘発アナフィラキシー	A. 給食 1. 管理不要 2. 管理必要 B. 食物・食材を扱う授業・活動 1. 管理不要 2. 管理必要
B. アナフィラキシー病型 (アナフィラキシーの既往がある場合にのみ記載) 1. 食物 (原因: ) 2. 食物依存性運動誘発アナフィラキシー 3. 運動誘発アナフィラキシー 4. 昆虫 ( ) 5. 医薬品 ( ) 6. その他 ( )	C. 運動 (体育・部活動等) 1. 管理不要 2. 管理必要 D. 宿泊を伴う校外活動 1. 管理不要 2. 管理必要
C. 原因食物・除去根拠 ※ガイドライン P32~34 参照 (裏面に記載) 該当する食品の番号に○をし、除去の根拠を下記より選択し①~④の該当する全ての番号を( )内に記載 また6~12については、《 》内に具体的な食品名を記載 ①明らかな症状の既往 ②食物経口負荷試験陽性 ③IgE抗体等検査陽性 ④未摂取 1. 鶏卵( ) 2. 牛乳・乳製品( ) 3. 小麦( ) 4. ソバ( ) 5. ピーナッツ( ) 6. 甲殻類( )《すべて・エビ・カニ・ 》 7. 木の実類( )《すべて・クルミ・カシューナッツ・アーモンド・ 》 8. 果物類( )《 》 9. 魚類( )《 》 10. 肉類( )《 》 11. その他1( )《 》 12. その他2( )《 》	E. 原因食物を除去する場合により厳しい除去が必要なもの 卵殻カルシウム (鶏卵) 乳糖・乳清焼成カルシウム (牛乳・乳製品) 醤油・酢・味噌 (小麦) 大豆油・醤油・味噌 (大豆) ゴマ油 (ゴマ) かつおだし・いりこだし・魚醤 (魚類) エキス (肉類) ※本欄に○がついた場合、該当する食品を使用した料理については、給食対応が困難となる場合があります。
D. 緊急時に備えた処方薬 1. 内服薬 (抗ヒスタミン薬、ステロイド薬) 2. アドレナリン自己注射薬「エピペン®」 3. その他 ( )	F. その他の配慮・管理事項 (自由記載) ※除去が必要な場合には原則として完全除去とする。 ※対応が困難な記載は控える。 指示が曖昧なもの (例：多量は不可)、指示が詳細すぎて給食センター等では対応できないもの (例：卵 20g 可) 等 (2023年11月)

※管理指導表は症状等に変化がない場合であっても、配慮や管理が必要な間は、少なくとも毎年提出してください 静岡県医師会子どものアレルギー疾患対策委員会(2020年11月)

未就学児用 食物アレルギー・アナフィラキシー 生活管理指導表

提出日 年 月 日

児氏名( ) 【 男 ・ 女 】 年 月 日生 ( 歳 ヶ月) 組( )

★施設における日常の取り組み及び緊急時の対応に活用するため、本表に記載された内容を施設の職員及び消防機関・医療機関等と共有することに、同意します。

保護者氏名( )

緊急連絡先 \* 連絡医療機関は、主治医と相談のうえで記載してください。(「救急車要請」と記載することも可。)

★ 第1連絡者 氏名 電話 続柄( ) 第2連絡者 氏名 電話 続柄( )

★ 医療機関名 名称 電話

※以下は主治医(医療機関)におかれまして、現在の状況及び今後1年間を通じて予測される状況等の記載をお願いします。

主治医氏名 ( )	医療機関の名称( )	記載日 年 月 日
病型・治療		施設での生活上の留意点
<p>A.食物アレルギー病型</p> <p>1.食物アレルギーの関与する乳児アトピー性皮膚炎</p> <p>2.即時型</p> <p>3.その他(新生児・乳児消化管アレルギー・口腔アレルギー症候群・食物依存性運動誘発アナフィラキシー・その他: )</p>		<p>A.給食・離乳食(おやつを含む)</p> <p>1.管理不要</p> <p>2.管理必要(管理内容については病型・治療のC.欄及び下記C.E欄を参照)</p>
<p>B.アナフィラキシー病型(アナフィラキシーの既往ありの場合のみ記載してください。)</p> <p>1.食物(原因: )</p> <p>2.その他(医薬品・食物依存性運動誘発アナフィラキシー・ラテックスアレルギー・ )</p>		<p>B.アレルギー用調整粉乳</p> <p>1.不要 2.必要 *該当ミルク名( )</p>
<p>C.原因食物・除去根拠</p> <p>該当する食品の番号に○をし、除去の根拠を下記より選択し①～④の該当する全ての番号を( )に記載してください。また8～15については、《 》内にも記載をしてください。</p> <p>①明らかな症状の既往 ②食物負荷試験陽性 ③IgE抗体等検査結果陽性 ④未摂取</p> <p>1.鶏卵( ) 2.牛乳・乳製品( ) 3.小麦( ) 4.ソバ( )</p> <p>5.ピーナッツ( ) 6.大豆( ) 7.ゴマ( )</p> <p>8.ナッツ類( )《すべて・クルミ・カシューナッツ・アーモンド》</p> <p>9.甲殻類( )《すべて・エビ・カニ》</p> <p>10.軟体類・貝類( )《すべて・イカ・タコ・ホタテ・アサリ》</p> <p>11.魚卵( )《すべて・イクラ・タラコ》</p> <p>12.魚類( )《すべて・サバ・サケ》</p> <p>13.肉類( )《鶏肉・牛肉・豚肉》</p> <p>14.果物類( )《キウイ・バナナ》</p> <p>15.その他( )《</p>		<p>C.除去食品で摂取不可能なもの</p> <p>「病型・治療」のCで除去の際に摂取不可能なものに○</p> <p>1. 卵殻カルシウム(鶏卵) 2. 乳糖(牛乳・乳製品) 3. 醤油・酢・麦茶(小麦) 6. 大豆油・醤油・味噌(大豆) 7. ゴマ油(ゴマ)</p> <p>12. かつおだし・いりこだし(魚類) 13. エキス(肉類)</p> <p>※本欄に○がついた場合、該当する食品を使用した料理については、給食対応が困難となる場合があります。</p>
<p>D. 緊急時に備えた処方薬</p> <p>1.内服薬(抗ヒスタミン薬・ステロイド薬) 2.アドレナリン自己注射薬「エピペン®」</p> <p>3.その他( )</p>		<p>D.食物・食材を扱う活動</p> <p>1.管理不要</p> <p>2.原因食材を教材とする活動の制( )</p> <p>3.調理活動時の制限( )</p> <p>4.その他( )</p> <p>E.その他の配慮・管理事項</p>

管理指導表は症状等に変化がない場合であっても、配慮や管理が必要な間は、少なくとも毎年提出してください。静岡県医師会子どものアレルギー疾患対策委員会(2020年4月)

## 病型・治療欄「C. 原因食物・除去根拠」欄の“除去根拠”について

※(財)日本学校保健会発行「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」(令和元年度改訂)より抜粋 (※P32～33)

### ■ 除去根拠

一般に食物アレルギーを血液検査や皮膚テストの結果だけで診断することはできません。実際に起きた症状や食物経口負荷試験の結果などを組み合わせて医師が総合的に診断します。

食物の除去が必要な児童生徒等であっても、その多くは除去品目数が数品目以内にとどまります。あまりに除去品目数が多い場合には、不必要な除去を行っている可能性が高いとも考えられます。除去品目数が多いと食物アレルギー対策が大変になるだけでなく、成長発達の著しい時期に栄養のバランスが偏ることにもなるので、そのような場合には「除去根拠」欄を参考に、保護者や主治医・学校医等とも相談しながら、正しい診断を促していくことが必要です。

#### ① 明らかな症状の既往

過去に、原因食物の摂取により明らかなアレルギー症状が起きているので、除去根拠として高い位置付けになります。

ただし、鶏卵、牛乳、小麦などの主な原因食物は年齢を経るごとに耐性獲得（食べられるようになること）することが知られています。実際に乳幼児早期に発症する食物アレルギーの子供のおよそ9割は就学前に耐性獲得するので、直近の数年以上症状が出ていない場合には、“明らかな症状の既往”は除去根拠としての意味合いを失っている可能性もあります。主な原因食物に対するアレルギーがあって、幼児期以降に食物経口負荷試験などの耐性獲得の検証が行われていない場合には、既に食べられるようになっている可能性も十分に考えられるので、改めて主治医に相談する必要があります。ただ、上記の主な原因食物以外の原因食物（ピーナッツ、ソバ、甲殻類、魚類など）の耐性獲得率はあまり高くないことが知られています。

#### ② 食物経口負荷試験陽性

食物経口負荷試験は、原因と考えられる食物を試験的に摂取して、それに伴う症状が現れるかどうかをみる試験です。この試験の結果は①に準じており、医療機関で確認されているため、除去根拠として最も高い位置付けになります。ただし、①の場合と同様に主な原因食物について数年前の負荷試験の結果は信頼性が高いとは言えませんので、再度食べられるかどうか定期的に検討する必要があります。

食物経口負荷試験は専門の医師の十分な観察のもと、これまで除去していた原因食物を食べてみて、症状の有無を確認します。統一した負荷試験方法は現在のところありませんが、多くの施設では単回で食べるか負荷総量を分割して20～60分おきに60分ほどかけて少しずつ増量していく方法がとられています。診断のときと同様に、耐性獲得も血液や皮膚検査だけから判断することはできません。このため、耐性獲得の診断にも食物経口負荷試験が必須といえます。

#### ③ IgE 抗体などの検査陽性

原因食物に対するIgE抗体価がよほど高値の場合には、③だけを根拠に診断する場合もあります。しかし、一般的には血液や皮膚の検査結果だけで、食物アレルギーを正しく診断することはできません。検査が陽性であっても、実際はその食品を食べられる子供の方が多いのも事実です。血液検査の正確な解釈には専門的な知識を要するため、学校で保護者に血液検査結果の提出を求めることは適切ではありません。

#### ④ 未接種

小学校入学前までにクルミやカシューなどの木の実類などは食べたことがない児童もおり、食べたことがない食品を給食で提供することにより新規発症が起こることもありますので注意が必要です。

しかし、単に食べたことがないものをすべて未摂取として記述する必要はなく、アレルギーの関与が疑われる未摂取のものに関して、除去根拠④未摂取として記載すべきです。

未摂取のものが家で食べられるようになった場合や、食物経口負荷試験を行って症状が出ないことが確認され摂取可能になった食品については、原則として医師による解除の指示書は不要です。保護者からの書面の申請により除去解除を行う場合の書式の雛形を用意しました。(ガイドラインP.93)

## 学校生活管理指導表の提出にあたっての注意事項

※病院を受診される前にお読みください。

《注意事項》

平成 28 年度から伊豆の国市では、文部科学省より出された「学校給食における食物アレルギー対応指針」に基づき、学校給食における食物アレルギー対応をおこなっています。完全弁当持参項目について医師に確認をしてください。以下の項目に該当する場合は、お子様の安全を最優先で考え、「完全弁当持参」となりますので、ご理解のほど、よろしく願いいたします。

「学校生活管理指導表」の裏面をよく読んでから、「学校生活管理指導表」の提出をしてください。

### < 「完全弁当持参」となる対象項目 >

【極微量で反応が誘発される可能性がある等の場合】

- ① 調味料（醤油・みそ・酢等）、油（ごま油、大豆油等）、だし・エキス（かつおだし、いりこだし、さばだし、えび、ホタテ、かき、魚介、肉類等）、添加物、小麦、ごま、大豆（豆乳・大豆製品等）、卵殻カルシウム、乳糖・乳清焼成カルシウムの除去が必要である。
- ② 加工食品の原材料の欄外表記（注意喚起表）の表示がある部分についても、除去指示がある。  
（注意喚起例）
  - 同一工場、製造ライン使用によるもの
    - ・本製造工場では、○○（特定原材料等の名称）を含む製品も製造しています。
  - 原材料の採取方法によるもの
    - ・本製品で使用しているシラスは、えび、かにが混ざる漁法で採取しています。
  - えび、かにを捕食していることによるもの
    - ・本製品（かまぼこ）で使用しているイトヨリダイは、えび、かにを食べています。
- ③ 多品目の食物除去が必要。
- ④ 食器や調理器具の共用ができない。
- ⑤ 油の共用ができない。
- ⑥ その他、上記に類似した学校給食で対応が困難と考えられる場合。

## 食物経口負荷試験について

食物経口負荷試験とは、アレルギーが疑われる食品を単回または複数回に分けて摂取させ、症状の有無を確認する検査です。

アレルギー症状がなく、診断の根拠が血液検査のみの場合は、下記の食物経口負荷試験を実施しているアレルギー専門病院を受診することをお勧めします。

以下に、近隣で食物経口負荷試験を実施している病院をまとめました。食物アレルギー研究会のホームページ (<http://www.foodallergy.jp/>) に、詳しい内容が掲載されています。

病院によっては、入院・外来で行うところもありますので、直接病院に確認してください。

### 食物経口負荷試験実施施設一覧（令和6年度現在）

【静岡県】 ※食物アレルギー研究会ホームページに記載されていない病院も一覧に含まれています。

順天堂大学静岡病院	小児科	伊豆の国市
富士市立中央病院	小児科	富士市
静岡県立こども病院	免疫アレルギー科	静岡市
静岡済生会総合病院	小児科	静岡市
聖隷沼津病院	小児科	沼津市
静岡県立総合病院	小児科	静岡市
静岡市立静岡病院	小児科	静岡市
静岡市立清水病院	小児科	静岡市清水区
聖隷三方原病院	小児科	浜松市
浜松医科大学	小児科	浜松市
藤枝市立総合病院	小児科	藤枝市
中東遠総合医療センター	小児科	掛川市
焼津総合病院	小児科	焼津市
島田市立総合医療センター	小児科	島田市
磐田市総合病院	小児科	磐田市
聖隷浜松病院	小児科	浜松市

【神奈川県】

国立病院機構相模原病院	小児科	相模原市
※全国的に有名な食物アレルギー専門医がいます。		

## 〇〇学校（園） 取組みプラン

基本的な考え方		
取組み実践までの流れ		
緊急時の対応体制		
個人情報の管理及び 教職員の役割分担		
園児・児童生徒の情報	学年等	年 組 番
	氏名	
アレルギー疾患名	食物アレルギー 原因物質：	
具体的な取組み	A 給食（家庭の調理の様子を参考にする）  B 食物・食材を使う授業・活動  C 運動  D 宿泊を伴う校外活動  E その他の配慮	

月

## 食物アレルギー対応給食内容表

小学校

さん

アレルギー対応3食品：

下記の内容で対応します。

備考欄

日付	曜日	献立名	アレルギー食品	対応内容	持参食 ある・なし	担任 サイン

保護者確認

印

担当：

TEL：

FAX：

## 4 月

## 食物アレルギー対応給食内容表

葦山小学校

1-1 伊豆の国市

さん

アレルギー対応3食品：卵・乳

下記の内容で対応します。

## 備考欄

- ・鶏卵完全除去、マヨネーズも対応します。
- ・油の共用は可です。
- ・バターロールパン、カレールウの脱脂粉乳、焼き菓子などの卵・乳は食べられます。

日付	曜日	献立名	アレルギー食品	対応内容	持参食 ある・なし	担任 サイン
12	水	ミルクカレースープ	牛乳	牛乳の入らないカレースープを提供します		
19	水	ミックスポタージュ	牛乳	牛乳の入らないコンソメスープを提供します		
21	金	卵とチンゲン菜のスープ	卵	卵なしのスープを提供します		
28	木	卵焼き	卵	給食での対応はありません	ある・なし	

保護者確認

印

担当：葦山南小学校給食施設 栄養教諭 ○○○○  
TEL：055-949-5695 FAX：055-949-6639

年 月 日

月

食物アレルギー対応給食内容表

小学校

さん

アレルギー対応 3 食品：
その他除去食品：

下記の内容で対応します。

備考欄

日付	曜日	献立名	アレルギー食品	対応内容	持参食 ある・なし	担任 サイン

保護者確認印

担当：

TEL：

FAX：

年 月 日

# 4月

## 食物アレルギー対応給食内容表

葦山小学校

4-1 伊豆の国市

さん

アレルギー対応3食品：えび

その他除去食品：いか、ほたて、たこ、かに

下記の内容で対応します。

**備考欄**

- ・桜えびなど小えびも除去します。
- ・油の使い回し、エキスは食べることができます。
- ・ちりめんじゃこ、わかめは食べることができます。
- ・同じ工場やラインでアレルゲンの食材を扱っているものも食べることができます。

日付	曜日	献立名	アレルギー — 食品	対応内容	持参食 ある・なし	担任 サイン
11	火	桜えびと春野菜のスープ	えび	桜えびを入れないスープを提供します		
25	火	いかフライのチリソースかけ	いか	給食での対応はありません	ある・なし	

保護者確認

印

担当：葦山南小学校給食施設 栄養教諭 ○○○○  
TEL：055-949-5695 FAX：055-949-6639

年 月 日

月

食物アレルギー対応給食内容表

小学校

 さん
 

その他除去食品：

下記の内容で対応します。

備考欄

日付	曜日	献立名	アレルギー食品	対応内容	持参食 ある・なし	担任 サイン

保護者確認

印

担当：

TEL：

FAX：

## 4 月

## 食物アレルギー対応給食内容表

葦山小学校

4-2 伊豆の国市

さん

その他除去食品：いか、りんご

下記の内容で対応します。

備考欄						
日付	曜日	献立名	アレルギー ー 食品	対応内容	持参食 ある・なし	担任 サイン
25	火	いかフライのチリソースかけ	いか	給食での対応はありません	ある・なし	
27	木	りんご	りんご	給食での対応はありません	ある・なし	

保護者確認

印

担当：葦山南小学校給食施設 栄養教諭 ○○○○

TEL：055-949-5695 FAX：055-949-6639

# 除去解除申請書

年 月 日

伊豆の国市立 \_\_\_\_\_ 学校(園)

年 組 氏名 \_\_\_\_\_

学校生活管理指導表において除去していた

(食品名 : \_\_\_\_\_ ) に関して、

【1, 2 のどちらかに○をつけ、2 の場合には理由を記入してください】

1. 医師の指導のもと、これまでに複数回食べて症状が誘発されていないため

2. ( \_\_\_\_\_ ) ため、

学校における完全解除をお願いします。

保護者名 : \_\_\_\_\_ ㊟

※食物アレルギーの解除は、原則受理した翌月からの対応となります。

(ただし、20 日以降に除去解除申請書を提出した場合は翌々月からの対応となります)

## 伊豆の国市学校給食停止（再開）届

伊豆の国市長 宛

記入日 年 月 日

学校給食費負担者（保護者）

〒 -

住所 \_\_\_\_\_

フリガナ \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ (印)

電話番号 自宅 - - \_\_\_\_\_

携帯等 - - \_\_\_\_\_

伊豆の国市学校給食費の管理に関する条例施行規則第8条第1号の規定により、次のとおり学校給食の（停止・再開）を希望するので届け出ます。

児 童 生 徒			
学 校 名	学校	学年・組	年 組
フリガナ		生年月日	
氏 名		年 月 日	
停止又は再開を する 日	年 月 日から 停 止 ・ 再 開		
停止又は再開を する学校給食の 区 分	<input type="checkbox"/> 飲用牛乳 <input type="checkbox"/> 学校給食の全て		
理 由 (いずれかに○)	<input type="checkbox"/> 食物アレルギー <input type="checkbox"/> 転出 <input type="checkbox"/> その他（具体的な理由を記入してください。） <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; height: 50px; margin: 5px 0;"></div>		

## 【注意事項】

- 1 この届出は、停止又は再開する日の3日前までに学校に提出してください。
- 2 食物アレルギー等のやむを得ない理由により、飲用牛乳又は学校給食の全ての提供を受けることができないときは、事前に学校に相談してください。

年度          月分

## 伊豆の国市学校給食施設食物アレルギー一起案書

給食施設長

**1 調理室手配表へのアレルギーと対象児童生徒の記載確認**          月          日

調理主任	副主任・社員	給食施設職員	作成者（栄養教諭）

**2 調理室手配表から食物アレルギー対応給食内容表の確認**          月          日

調理主任	副主任・社員	給食施設職員	作成者（栄養教諭）

**3 調理室手配表からアレルギー指示書の確認**          月          日

※食物アレルギー対応給食内容表と調理指示書の確認含む

調理主任	副主任・社員	給食施設職員	作成者（栄養教諭）

**4 調理手配表と配付用献立表の使用食材の記載確認**          月          日

調理主任	副主任・社員	給食施設職員	作成者（栄養教諭）

この書類は、栄養教諭等だけが食物アレルギー対応を確認するのではなく、調理員、給食施設職員にも確認してもらうことを示す。

すべての項目を栄養教諭等及び調理員、給食施設職員が確認・サインをしたら、所長等に確認してもらう。

調理場内での起案終了後、各校で起案する。

# 食物アレルギーについて

## 1 食物アレルギーって何？

食物アレルギーとは、原因となる食物を摂取することによって、皮膚・呼吸器・消化器あるいは全身性に生じるアレルギー反応のことです。

食品に含まれる毒素による反応(食中毒)や体質的に乳糖を分解できずに下痢を起こす病気(乳糖不耐症)などは食物アレルギーとはいいいません。

## 2 食物アレルギーの症状

さまざま症状が出現しますが、大きく分けると以下の表のように分類されます。

即時型アレルギーは主として、原因食物摂取後2時間以内に出現するものが多いです。なかでも、皮膚症状・呼吸器症状・消化器症状の順に多いとされています。摂取するアレルゲンの量やその日の体調、年齢でも症状の出現の仕方は異なります。学齢期以降に多い食物依存性運動誘発アナフィラキシーでは、ある食べ物を食べても、運動が加わらないと症状が出現しません。最重症の場合には、全身性の症状として、アナフィラキシー(注 1)を呈することもあります。

<食物アレルギーにより引き起こされる症状>

臓器等	症状
皮膚	紅斑、じんましん、血管性浮腫、痒痒、灼熱感、湿疹
粘膜	眼症状：結膜充血・浮腫、痛痒感、流涙、眼瞼浮腫 鼻症状：鼻汁、鼻閉、くしゃみ 口腔症状：口腔・口唇・舌の違和感・腫脹
呼吸器	咽喉頭違和感：痛痒感・絞扼感、嘔声、嚥下困難 咳嗽、喘鳴、陥没呼吸、胸部圧迫感、呼吸困難、チアノーゼ
消化器	悪心、嘔吐、腹痛、下痢、血便
神経	頭痛、活気の低下、不穏、意識障害
循環器	血圧低下、頻脈、除脈、不整脈、四肢冷感、蒼白(末梢循環不全)
全身性	アナフィラキシー及びアナフィラキシーショック

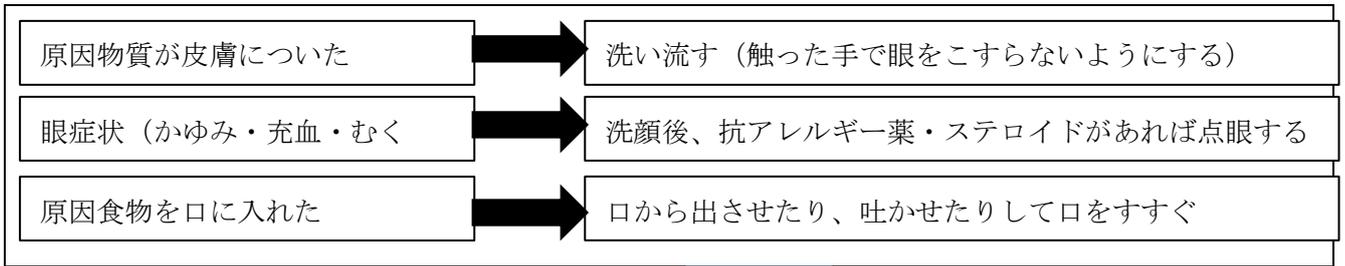
(注 1)アナフィラキシーとは、薬物・蜂刺され・ラテックス(天然ゴム)(注 2)、抗生物質、または食物と運動が組み合された時などが原因で誘発されます。

アナフィラキシーでよくみられる症状は、皮膚・消化器・呼吸困難等の症状が複数同時に、かつ、急激に出現します。血圧・意識の低下や脱力感を来す場合をアナフィラキシーショックと呼び、直ちに対応しないと生命にかかわる重篤な状態に陥ります。

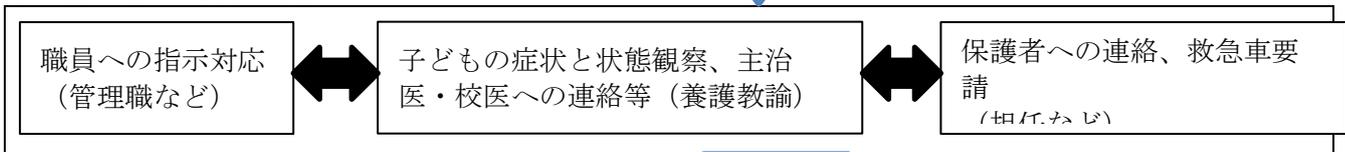
(注 2)注意を要する具体例：輪ゴム、ゴム手袋、テニスボール、ゴム風船など

# 食物アレルギー緊急時対応のフローチャート

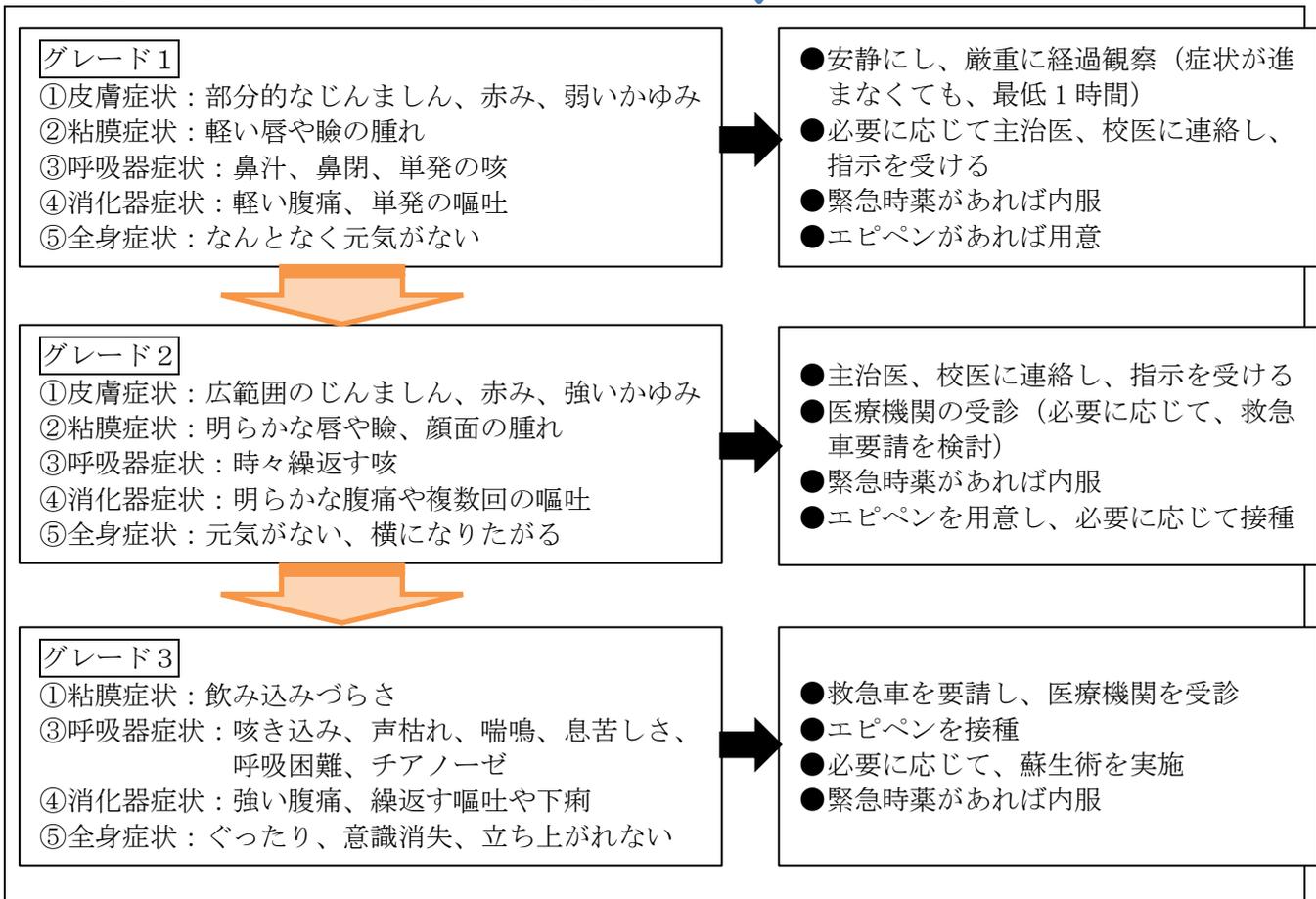
## ■第1段階:初期対応



## ■第2段階:応援体制の確保



## ■第3段階:症状レベルによる対応の実施



## ■第4段階:救急車要請後の動き

※上記の症状は一例であり、その他の臓器症状で判断に迷う場合は、「グレード2」以上の対応を行う。

# エピペン使用時の症状チェックシート

- ◆迷ったらエピペン<sup>®</sup>を使用する
- ◆症状は急激に変化する可能性がある
- ◆少なくとも5分ごとに症状を注意深く観察する
- ◆    の症状が1つでも当てはまる場合、エピペン<sup>®</sup>を使用する  
(内服薬を飲んだ後にエピペン<sup>®</sup>を使用しても問題ない)

▲ 症状のチェック は緊急性が高い、左の欄から 行う (      →      →      )

全身の症状	<input type="checkbox"/> ぐったり <input type="checkbox"/> 意識もろろ <input type="checkbox"/> 尿や便を漏らす <input type="checkbox"/> 脈が触れにくいまたは不規則 <input type="checkbox"/> 唇や爪が青白い		
呼吸器の症状	<input type="checkbox"/> のどや胸が締め付けられる <input type="checkbox"/> 声がかすれる <input type="checkbox"/> 犬が吠えるような咳 <input type="checkbox"/> 息がしにくい <input type="checkbox"/> 持続する強い咳き込み <input type="checkbox"/> ゼーゼーする呼吸	<input type="checkbox"/> 数回の軽い咳	
消化器の症状	<input type="checkbox"/> 持続する強い(がまんできない)お腹の痛み <input type="checkbox"/> 繰り返し吐き続ける	<input type="checkbox"/> 中等度のお腹の痛み <input type="checkbox"/> 1～2回の嘔吐 <input type="checkbox"/> 1～2回の下痢	<input type="checkbox"/> 軽い(がまんできる)お腹の痛み <input type="checkbox"/> 吐き気
目・口・鼻・顔の症状	上記の症状が 1つでも当てはまる場合	<input type="checkbox"/> 顔全体の腫れ <input type="checkbox"/> まぶたの腫れ	<input type="checkbox"/> 目のかゆみ、充血 <input type="checkbox"/> 口の中の違和感、唇の腫れ <input type="checkbox"/> くしゃみ、鼻水、鼻づまり
皮膚の症状		<input type="checkbox"/> 強いかゆみ <input type="checkbox"/> 全身に広がるじんま疹 <input type="checkbox"/> 全身が真っ赤	<input type="checkbox"/> 軽度のかゆみ <input type="checkbox"/> 数個のじんま疹 <input type="checkbox"/> 部分的な赤み
		1つでも当てはまる場合	1つでも当てはまる場合

①ただちにエピペン<sup>®</sup>を使用  
 ②救急車を要請(119番)  
 ③その場で安静を保つ  
 ④その場で救急隊を待つ  
 ⑤可能なら内服薬を飲ませる  
 ( )

ただちに救急車で  
医療機関へ搬送

①内服薬を飲ませ、エピペン<sup>®</sup>を準備  
 ( )  
 ②速やかに医療機関を受診  
 (救急車の要請も考慮)  
 ( )  
 ③医療機関に到着するまで少なくとも5分ごとに症状の変化を観察。    の症状が1つでも当てはまる場合、エピペン<sup>®</sup>を使用。

速やかに  
医療機関を受診

①内服薬を飲ませる  
 ( )  
 ( )  
 ②少なくとも1時間は、5分ごとに症状の変化を観察し、症状の改善がみられない場合は医療機関を受診  
 ( )

安静にし  
注意深く経過観察

## アナフィラキシーショックの対応について

※じんましん、アトピー、花粉症、喘息などのアレルギーの病気は、それぞれ、皮膚・鼻・のど・気管支など体の一部に出現しますが、全身にわたってアレルギー反応が起きる場合をアナフィラキシーショックと言います。これは、生命に危険を伴う重篤な状態です。

### ■一番多い原因

食後 + 激しい運動 + 体の不調(?)

### ■症状

- ①皮膚症状
  - ・かゆみ → じんましんや紅潮(皮膚が赤くなること)
  - ・局部から全身に広がる
- ②粘膜症状
  - ・目・耳の中・喉のかゆみ、違和感 → 目の周りの浮腫
- ③呼吸器症状
  - ・鼻づまり → 咳 → 呼吸困難
- ④消化器症状
  - ・腹痛 → 下痢・嘔吐
- ⑤全身症状
  - ・血圧低下によるめまい、顔面蒼白、意識障害の症状

### ■発作時の対応

- ①まず、安静にする  
症状がどの部分から出るかはその時々で違うが、不調を訴えたら運動をやめて、安静にさせる。
- ②局所の浮腫、じんましんの場合  
本人が気持ち良い場合は、冷やす。症状が全身に広がる場合もあるので、大人の目の届く場所にいさせる。
- ③めまい、顔面蒼白の場合  
仰向け、または、横向きで寝かせ、両足の下に何かを置いて、下肢全体を高くする。  
咳や呼吸が苦しい場合は、上半身を起こす。

### ■受診の目安

局所の浮腫、じんましんが全身に広がった場合

### 家庭へ連絡、病院を受診

咳が出始めたら、緊急受診(気管支が狭くなっているため、意識を失う危険性あり)

## 学校給食における食物アレルギー対応委員会について

### ■毎年4月に開催(年1回)

#### ◎校長(委員長)

○教頭、教務・主幹、養護教諭、栄養教諭(栄養職員)、保健主事、給食主任、関係学級担任、学年主任

- ・マニュアルの確認(校内での対応について協議)
- ・当該児童生徒の状況
- ・過去の食物アレルギー発症情報
- ・給食提供の可否及び除去食(3品目、3品目+ $\alpha$ 、3品目以外)、完全弁当対応、一部持参食の検討
- ・当該児童生徒の過程での対応
- ・当該児童生徒に対する学校生活において配慮すべき必要事項の確認(取組みプランの確認)
- ・薬(エピペン等)の持参希望の有無
- ・緊急時の対応連絡先、方法 等

### ■誤食をなくす取組みについて(例)

#### 朝の会

##### ○りんごアレルギーの場合

担任 : 今日の給食の説明をします。今日の献立は、麦ごはん、牛乳、肉じゃが、おひたし、味噌汁、りんごです。

(クラス内に掲示してある対応内容表を見ながら)

今日は、Aさんがりんごを食べることができません。

Aさんは、りんごの代わりに何を持ってきましたか。

Aさん: ゼリーです。

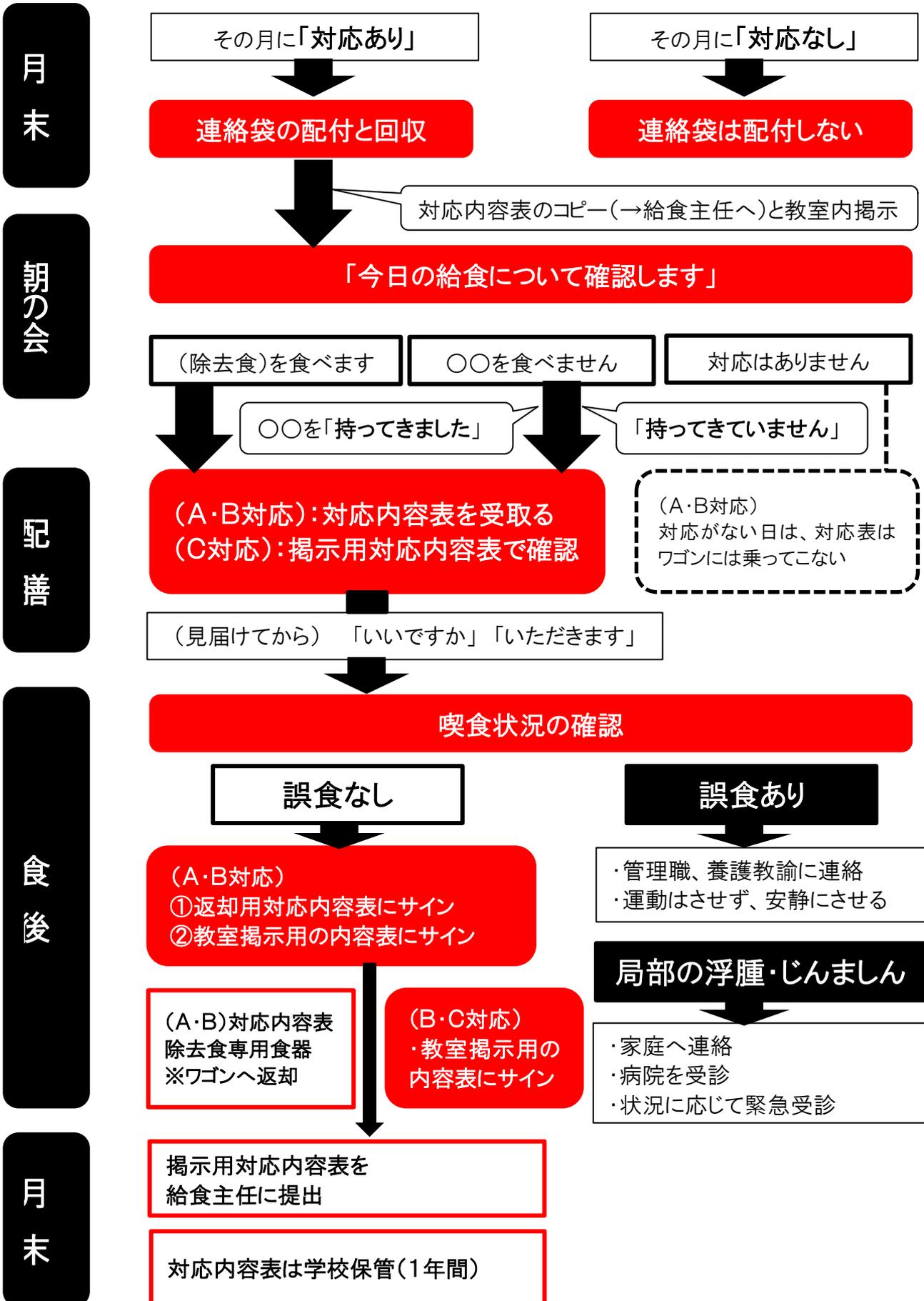
担任 : Aさんは、りんごの代わりにゼリーを持ってきました。Aさんは、りんごを食べることができませんので、周りのみんなで気をつけましょう。

# 学校給食における 食物アレルギー対応の流れ(教室)

A: 3品目除去食対応児童生徒

B: 3品目除去食+3品目以外除去食対応児童生徒

C: 3品目以外除去食対応児童生徒



保護者 様

伊豆の国市立 学校  
校長

「学校生活管理指導表」の提出について（お願い）

このことについて、申し出のありました方に「学校生活管理指導表」（以下、管理指導表といいます）を配付します。下記の事項についてご理解の上、学校において適切な管理や配慮が実施できるよう、主治医または専門医に病型・状況および学校生活上の留意点、緊急連絡先等について記載していただき、養護教諭まで提出をお願いいたします。

なお、同封した「面談調書※1」と「学校給食について・学校生活について※2」の内容をご家庭で確認していただき、必要事項を記入して学校生活管理表とあわせて提出してください。

## 記

1 提出期限 令和〇年〇〇月〇〇日（〇）  
（冬休み等を利用して受診してください。期限までに提出が難しい場合は養護教諭へお知らせください。）

2 提出先 伊豆の国市立〇〇〇学校 保健室（養護教諭：〇〇〇〇〇〇〇）

## 3 留意事項

## 【学校生活管理指導表】

- (1) 生徒氏名、性別、生年月日、学校名を記入してください。
- (2) 個人情報の取り扱いに留意しつつ、緊急時に教職員誰もが閲覧できるように一括して管理することをご理解いただき、このことに同意していただく旨の署名をお願いします。
- (3) 医師の管理指導表の記載に係る文書料は、保護者の負担となります。
- (4) 主治医または専門医には1年間を通じて予測される状況の記載を依頼してください。
- (5) 症状等に変化がない場合であっても、配慮や管理が必要な間は、毎年提出してください。
- (6) 症状等に変化があった場合は、その都度、管理指導表を提出してください。

## 【面談調書※1】

- ・昨年度の内容と変更がある場合は赤字で訂正をしてください。また、訂正した箇所付近に訂正をした年月日を記入してください。

## 【学校給食について・学校生活について※2】

- ・アレルギー対応について確認をしていただき、同意される場合には署名をお願いします。

（令和6年7月に伊豆の国市の食物アレルギー対応マニュアルが改定され、毎年「記入年月日」と「保護者氏名」を記入していただくことになりました。）

## 4 その他

- ・管理指導表に変更がある場合と、希望がある場合のみ面談を実施します。面談の時期等については、改めてご案内いたします。

担 当 養護教諭 ( )
電 話

## 【参考文献】

学校のアレルギー疾患に関する取組みガイドライン	財団法人 日本学校保健会
学校給食における食物アレルギー対応指針	文部科学省
「食物経口負荷試験実施施設」 食物アレルギー研究会ホームページ <a href="http://www.foodallergy.jp/">http://www.foodallergy.jp/</a>	食物アレルギー研究会
食物アレルギーによるアナフィラキシー学校対応マニュアル 小・中学校編	財団法人 日本学校保健会
食物アレルギーの栄養食事指導の手引 2017	国立病院機構 相模原病院
食物アレルギーの診療の手引 2017	臨床研究センター
食物アレルギー対応マニュアル	少年写真新聞社
アレルギー面談調書	富士市教委委員会